

試験体製作のお申込み手引き



一般財団法人ベターリビング
つくば建築試験研究センター

試験体製作のお申込み

1. 試験体製作のお申込みにあたっては、事前に試験責任者及び試験体製作責任者とお打合せ下さい。
2. 当財団に試験体製作をお申込みされる方は、当財団の試験体製作業務約款にご同意のうえ、試験体製作依頼書に必要事項をご記入して、試験予定日の1ヶ月前までに試験体製作用提出図書を添えて試験責任者に送付して下さい。
3. 試験体製作依頼書のご記入にあたっては、試験体製作依頼書記入上のお願いを参照下さい。
4. 試験体製作用提出図書には、性能評価申請仕様書、試験体図面、試験体製作過程記録、施工要領書などがありますので、試験責任者とお打合せ下さい。また、試験体製作用提出図書は必要に応じて試験体製作報告書に添付致しますので、明瞭なものをご提出下さい。
5. 試験体製作依頼書をご提出頂いた後、試験体製作依頼書に引受承諾印を押印した写し、又は引受承諾書をご担当者宛にお送り致します。
6. 試験体の内容に変更または中止が生じた場合は、所定の手続きを取りますので、速やかに試験体製作責任者までご連絡下さい。

製作料のお支払い

1. 製作料は、前納としていただきますので業務完了期日までに、当財団の発行する請求書により銀行振込みでお願いします。また、銀行振込みの際の手数料はご依頼者でご負担願います。
2. 手形及び小切手のお取扱いは致しておりません。
3. 入金された製作料は、試験体製作の内容に変更または中止が生じた場合には清算させていただきますので、試験体製作責任者までご連絡下さい。

試験体製作報告書の発行

1. 試験体製作業務が全て終了しましたら、試験体製作報告書（正副各1部）をご担当者宛に発送致します。
2. 試験体製作報告書（副本）の追加発行をご希望される場合は、事前に試験体製作責任者までお申し出下さい。別途料金にて追加発行を致します。
3. 試験体製作報告書の再発行期限は、発行日より10年間で、一旦発行しました試験体製作報告書は、記載内容を変更しての再発行はできませんのでご了承下さい。

秘密保持

1. 当財団職員はご依頼を受けた試験体製作業務に関して、知り得た情報（個人情報を含む）や秘密を厳守致します。

試験体の廃棄

1. 試験終了後の試験体は、原則としてご依頼者で速やかにお引取りをお願いします。
2. 当財団に廃棄をご依頼される場合は、事前に試験体製作責任者までお申込み下さい。別途費用にてお受け致します。

その他

1. ご依頼者が当財団の施設内外で作業をされる場合は、事前に試験体製作責任者とお打合せ下さい。作業にあたっては試験体製作責任者の指示に従い、労働災害などの防止に努めて下さい。万一、労働災害が発生した場合には、ご依頼者が加入する労働災害補償保険を適用して下さい。
2. 当財団の施設や備品類を破損した場合は、その損害額を賠償して頂きます。但し、当財団が認めた場合は、この限りではありませんので、速やかに試験体製作責任者までご連絡下さい。

試験体製作依頼書記入上のお願い

依頼者欄

1. 住所欄にご依頼者の郵便番号及び住所を記入して下さい。
2. 会社名欄にご依頼者の社名又は団体名などをご記入の上、印の欄に社印などを押印して下さい。
3. 役職名・氏名欄に依頼業務に関する責任者の役職名、氏名を記入して下さい。
4. 依頼者欄中の住所、会社名、役職名・氏名については、記載されたとおりに試験体製作報告書に転記致しますのでご注意ください。

担当者連絡先欄

1. 試験体製作に関するご連絡等のご担当者の住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、部署名、役職名・氏名を記入して下さい。
2. 試験体製作報告書および製作料の請求書は、本欄のご担当者宛にご送付致します。

依頼業務内容欄

1. 業務の名称は、試験又は評価の名称が分かるように簡潔に表現して下さい。（詳細については試験責任者とお打合せ下さい。）
2. 試験体の品名欄は、製作依頼する試験体の名称などを記入して下さい。
3. 業務内容欄は、製作する試験体の数量または当財団職員による試験体採取などご依頼する業務の内容を簡素にご記入下さい。

ベターリビングつくば建築試験研究センター記入欄

1. この欄については当財団にて記入致しますので、ご記入なさらぬようお願い致します。

お問合せ先

〒305-0802 茨城県つくば市立原2番地

一般財団法人ベターリビング

つくば建築試験研究センター 性能試験研究部

TEL. 029-864-1745(代) FAX. 029-864-2919(代)

URL <http://www.cbl.or.jp>

info-tbtl@tbtl.org